寒河江市公民館に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男

寒河江市教育委員会規則第3号

寒河江市公民館に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒河江市公民館に関する条例施行規則(昭和49年教育委員会規則第4号)の 一部を次のように改正する。

第3条の2を第3条の5とし、第3条の次に次の3条を加える。

(報償)

- 第3条の2 分館長及び主事には報償を支給する。
- 2 前項の報償の額は、分館長が年額19,500円、主事が年額16,300 円とする。

(報償の支給)

- 第3条の3 新たに分館長又は主事になった者には、その日から報償を支給する。
- 2 分館長及び主事が離職したときは、その日まで報償を支給する。ただし、死亡したときは、その月まで報償を支給する。
- 3 前2項の規定により報償を支給する場合であって次条第1項に規定する計算

期間(以下この項において「計算期間」という。)の初日から支給するとき以外のとき、又は計算期間の末日まで支給するとき以外のときの報償の額は、その計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

(報償の支給期日)

- 第3条の4 報償の額の計算期間は、年の4月から7月まで、8月から11月まで及び12月から翌年3月までとし、1計算期間につき、報償の額の3分の1の額をそれぞれ7月31日、11月30日及び3月31日に支給する。
- 2 報償の支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に報償を支給することがで きる。
- 3 教育長が特に必要と認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、別に基準を 定めて支給することができる。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。